

報告第5号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月13日

大阪市長 松井一郎

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法人の市民税の申告納付等) 第55条 [略] [2～5 略] 6 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、	(法人の市民税の申告納付等) 第55条 [同左] [2～5 同左] 6 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、

納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第8項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

[7～11 略]

12 第9項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第9項前段の期間内に行う第6項の申告については、第9項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

[13 略]

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [略]

[2 略]

3 法附則第15条第15項本文の条例で定める

納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第8項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

[7～11 同左]

12 第9項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第9項前段の期間内に行う第6項の申告については、第9項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

[13 同左]

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [同左]

[2 同左]

3 法附則第15条第16項本文の条例で定める

<p>割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>4 法附則第15条第22項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第23項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第23項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第24項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第26項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第27項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第19項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第26項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第27項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条第26項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第27項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第26項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第27項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第26項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号</p>	<p>14 法附則第15条第27項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号</p>

<p>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第26項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>[24 略]</p>	<p>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第27項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>[24 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略